

五泉市農業委員会

令和7年 第11回 定例総会議事録

会議開催 令和7年11月28日(金) 午後2時00分
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

出席委員(18人)

1番 渡邊 利雄	2番 亀山 公子
3番 大槻 彰吉	4番 長谷川 亘
5番 深井 秋彦	6番 大湊 弘明
7番 高橋 喜美子	8番 権平 孝男
9番 武藤 智暁	10番 樋口 勝俊
11番 川瀬 福司	12番 井上 百合子
13番 (欠席)	14番 村田 和賢
15番 金子 郁夫	16番 酒井 美奈子
17番 大湊 賢吉	18番 金子 信行
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

13番 清田 ひろみ

関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	本間 泰巳
村松事務所長	牛腸 修啓	係 長	星 恵里子
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について

- ・所有権移転案件
- ・利用権設定・転貸案件
- ・利用権移転案件

1 開会

司 会 皆さんお疲れ様でございます。

それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和7年第11回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

2 会長あいさつ

松尾会長 (あいさつ)

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和7年第11回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19人中18人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、13番・清田ひろみ委員から欠席の通告がありましたので、報告いたします。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましても、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、14番・村田和賢委員、16番・酒井美奈子委員 をお願いいたします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長をお願いいたします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程6、農地パトロールの報告であります。
調査班の班長、4番・長谷川亘委員から、報告をお願いします。

調査班長（長谷川亘 委員）

はい、議長。議席番号4番、現地調査班 長谷川です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として11月の農地パトロールを実施しました。

本日9時から私ほか、村田委員、金山推進委員、川上利夫推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、赤海、能代、町屋、橋田、丸田、五泉字長尾、泉町2丁目、荻曾根、五十嵐新田、川瀬、中川新、論瀬、高山、一本杉、村松地区では、本田屋、石曾根字女窪、矢津、寺田、刈羽 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 ただいまの報告について、ご質問ございませんでしょうか。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第1号

議 長 続きまして、日程7、議件の審議に入ります。

最初に、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数24件で、売買が10件、贈与が1件、貸借が13件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととし、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3ページをご覧ください。

番号1番は、売買の案件です。

申請農地は、本年8月の定例総会で5条の許可を受けました従業員駐車場用地の残地であります。譲受人は隣接で耕作を行っており、耕作者は譲受人しかいないことから、譲受人は譲渡人との話し合いの末、畑4筆、面積83.24㎡を議案書記載の金額で

売買するものです。申請の時、対象農地について、譲受人はカボチャなどを育てて、必ず耕作することを確認しております。

番号2番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、畑1筆、面積456㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

5ページをご覧ください。

番号8番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、畑1筆、面積961㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

番号9番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、面積992㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

番号10番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、面積1,021㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

番号11番は、贈与の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田2筆、面積872㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

6ページをご覧ください。

番号12番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田4筆、面積2,009㎡を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

番号13番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田7筆、面積3,962㎡を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

番号14番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田3筆、面積1,838㎡を議案書記載の30kg入の袋数で貸し借りするものです。

8ページをご覧ください。

番号15番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田2筆、面積752㎡を議案書記載のkg数で貸し借りするものです。

番号16番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、面積991㎡を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

番号17番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田2筆、面積161.12㎡を議案書記載のkg数で貸し借りするものです。

番号18番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田12筆、面積3,669.91㎡を議案書記載の俵数で貸

し借りするものです。

番号 19 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 7 筆、面積 11,309 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

番号 20 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 2 筆、面積 1,968 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

12 ページをご覧ください。

番号 21 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 10 筆、面積 9,426 m²を議案書記載の俵数相当分の金銭と米で貸し借りするものです。

番号 22 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 7 筆、面積 6,184 m²を議案書記載の俵数分をその年ごとの仮渡金の金額で貸し借りするものです。

14 ページをご覧ください。

番号 23 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 3 筆、面積 5,069 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

番号 24 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 4 筆、面積 3,579 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

17 ページから 40 ページをご覧ください。

番号 1 番から番号 24 番の案件について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いいたします。

調査班長（長谷川 亘 委員）

はい、議長。説明いたします。

番号 1 番は赤海地内の畑、番号 2 番は能代地内の畑、番号 3 番は能代地内の田、番号 4 番は能代地内の田、番号 5 番は町屋地内の田、番号 6 番は丸田地内の田、番号 7 番は石曾根字女窪地内の畑、番号 8 番は刈羽地内の畑、番号 9 番は矢津地内の田、番号 10 番は本田屋地内の田、番号 11 番は一本杉地内の田、番号 12 番は丸田地内の田、番号 13 番は川瀬地内の田、五十嵐新田地内の田、番号 14 番は橋田地内の田、番号 15 番は橋田地内の田、番号 16 番は中川新地内の田、番号 17 番は丸田地内の田、番号 18 番は橋田地内の田、番号 19 番は論瀬地内の田、高山地内の田、番号 20 番は泉町 2 丁目地内の田、番号 21 番は五泉字長尾地内の田、荻曾根地内の田、番号 22 番は本田屋地内の田、番号 23 番は寺田地内の田、番号 24 番は寺田地内の田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第2号

議 長 続きまして、「議第2号・農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数1件で、使用貸借が1件であります。

43ページをご覧ください。

番号1番は、赤海1丁目の登記地目 田 337㎡を農業用施設建築（倉庫）とする永久転用案件で、子が経営する農業法人への使用貸借となります。

49ページの計画平面図をご覧ください。

申請地において、田の面積1,021㎡のうち、昭和48年12月に、既存の小屋が建築面積46.93㎡を含めて、潰廃面積198㎡として、親族が届出をされておりました。今回、既存の小屋の並びに、農業用倉庫を建築するにあたり、通路を含めて、337㎡を使用することを計画しております。

田の面積1,021㎡のうち、337㎡を分筆して、5条申請を提出しております。残りの農地面積684㎡の部分につきましては、畑として使用することとし、転用の許可後、所有者と所有者の子が経営主である法人との賃貸借契約をする予定であります。

50ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。

申請地は、都市計画用途地域内で、第1種住居地域であり、第3種農地と判定され

ます。第3種農地は転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（長谷川亘 委員）

はい、議長。説明いたします。

番号1番は、赤海1丁目地内の農地の状況は、計画平面図のとおり既存の小屋があり、残りの面積の部分については、農地でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 　　無ければ、採決に入ります。

「議第2号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第2号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 　／ 議第3号（①所有権移転案件）

議 長 　　続きまして、「議第3号・農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。

はじめに、「所有権移転案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。53ページ、54ページの番号3番と4番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係 委員 退室）

議 長 　　事務局より説明をお願いします。

藤田主査 　　はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい議長。説明をいたします。

53 ページ、54 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画に基づく所有権の移転は、新潟県農林公社を介した売買であります。

売渡と買受を案件ごとに順番に表示しております。

番号3番と4番の内容については、令和7年11月17日開催のあっせん審査委員会において審議し、妥当であるとの審査結果を得ています。

番号3番と4番は売買の案件です。

番号3番と4番は、合計面積9,240㎡これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

61 ページ、62 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「所有権移転案件」の番号3番と4番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「所有権移転案件」の番号3番と4番は、原案のとおり決定されました。

関係委員は、入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「所有権移転案件」の番号3番と4番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい議長。説明をいたします。
53 ページをご覧ください。
先ほどご審議いただいたものを含め、今月の「所有権移転案件」について、6 件の申し出がありました。
農用地利用集積等促進計画に基づく所有権の移転は、新潟県農林公社を介在した売買であります。
売渡と買受を案件ごとに順番に表示しております。
番号3番と4番を除く、番号1番から12番の内容については、令和7年11月17日開催のあっせん審査委員会において審議し、妥当であるとの審査結果を得ています。
番号1番から12番は売買の案件です。
番号1番と2番は、面積2,983 m²
番号5番と6番は、55 ページをご覧ください。合計面積2,001 m²
番号7番と8番は、合計面積1,669 m²
番号9番と10番は、58 ページをご覧ください。合計面積10,053 m²
番号11番と12番は、合計面積3,243 m²
これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。
61 ページ、62 ページをご覧ください。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議長 無ければ、採決を行います。
「所有権移転案件」の番号3番と4番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、「所有権移転案件」の番号3番と4番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第3号 (②利用権設定・転貸案件)

議長 続きまして、「利用権設定・転貸案件」についてお諮りします。
この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。
82 ページから87 ページの番号15番と16番、番号17番と18番は、関係委員が関係します。議事参与の制限により退室してください。

(権平 孝男 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい議長。説明をいたします。

82 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画に基づく利用権の設定等は、新潟県農林公社を介在した貸借であります。

貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。

番号 15 番と 16 番は、84 ページをご覧ください。合計面積 7,697 m²

番号 17 番と 18 番は、87 ページをご覧ください。合計面積 3,311 m²

それぞれを無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

113 ページ、114 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「利用権設定・転貸案件」の番号 15 番と 16 番、番号 17 番と 18 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号 15 番と 16 番、番号 17 番と 18 番は、原案のとおり決定されました。

関係委員は入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、番号 23 番と 24 番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい議長。説明をいたします。

93 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画に基づく利用権の設定等は、新潟県農林公社を介した貸借であります。

貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。

番号 23 番と 24 番は、面積 1,021 m²

それぞれを議案書記載の金額で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

113 ページ、114 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「利用権設定・転貸案件」の番号 23 番と 24 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号 23 番と 24 番は、原案のとおり決定されました。

関係委員は入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「利用権設定・転貸案件」の番号 15 番と 16 番、番号 17 番と 18 番、番号 23 番と 24 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい議長。説明をいたします。

63 ページをご覧ください。

先ほどご審議いただいたものを含め、今月の「利用権設定・転貸案件」について、26 件の申し出がありました。

農用地利用集積等促進計画に基づく利用権の設定等は、新潟県農林公社を介在した貸借であります。

貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。

番号 1 番と 2 番は、面積 1,771 m²

番号 3 番と 4 番は、合計面積 1,295 m²

番号 5 番と 6 番は、面積 938 m²

番号 7 番と 8 番は、合計面積 1,027 m²

番号 9 番と 10 番は、80 ページをご覧ください。合計面積 26,501 m²

番号 11 番と 12 番は、82 ページをご覧ください。合計面積 4,850 m²

番号 13 番と 14 番は、合計面積 3,279 m²

番号 19 番と 20 番は、93 ページをご覧ください。合計面積 11,921 m²

番号 21 番と 22 番は、面積 919 m²

番号 25 番と 26 番は、94 ページをご覧ください。面積 10,988 m²

番号 27 番と 28 番は、96 ページをご覧ください。合計面積 8,094 m²

番号 29 番と 30 番は、面積 439 m²

番号 31 番と 32 番は、合計面積 3,765 m²

番号 33 番と 34 番は、合計面積 4,562 m²

番号 35 番と 36 番は、面積 1,775 m²

番号 37 番と 38 番は、面積 2,390 m²

番号 39 番と 40 番は、合計面積 5,138 m²

番号 41 番と 42 番は、105 ページをご覧ください。合計面積 15,938 m²

番号 43 番と 44 番は、108 ページをご覧ください。合計面積 7,001 m²

番号 45 番と 46 番は、合計面積 3,433 m²

番号 47 番と 48 番は、面積 525 m²

番号 49 番と 50 番は、合計面積 1,588 m²

番号 51 番と 52 番は、合計面積 859 m²

それぞれを議案書記載の金額または無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

26 件の申し出のうち、地域計画区域の区域外は 3 件、番号 47 番と 48 番、番号 49 番と 50 番、番号 51 番と 52 番であります。

113 ページから 116 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。
 (質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。
 「利用権設定・転貸案件」の番号 15 番と 16 番、番号 17 番と 18 番、番号 23 番と
24 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

 (挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号 15 番と 16 番、番号 17
番と 18 番、番号 23 番と 24 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 3 号 (③利用権移転案件)

議 長 続きまして、「利用権移転案件」についてお諮りします。
 この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。
 117 ページの番号 1 番と 2 番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限
により退室してください。

 (関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長、説明いたします。
 117 ページをご覧ください。
 番号 1 番は、面積 954 m²
 番号 2 番は、面積 991 m²
 議案書のなかで、譲渡人の欄に記載されているのは、現在の耕作者です。
 そして、譲受人の欄に記載されているのが新しい耕作者です。
 土地の所有者については備考欄に記載してあります。
 これらを新しい耕作者に変更するものです。
 なお、耕作者の変更の場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も現在の契
約の額を引き継ぐこととなります。
 119 ページをご覧ください。
 この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、
農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「利用権移転案件」の番号1番と2番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権移転案件」の番号1番と2番は、原案のとおり決定されました。

関係委員は入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「利用権移転案件」の番号1番と2番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長、説明いたします。

117 ページをご覧ください。

先ほどご審議いただいたものを含め、今月の「利用権移転案件」について、8件の申し出がありました。

番号3番は、面積722㎡

番号4番は、面積2,213㎡

番号5番は、面積5,019㎡

番号6番は、面積1,007㎡

番号7番は、面積2,323㎡

番号8番は、合計面積1,329㎡

議案書のなかで、譲渡人の欄に記載されているのは、現在の耕作者です。

そして、譲受人の欄に記載されているのが新しい耕作者です。

土地の所有者については備考欄に記載してあります。

これらを新しい耕作者に変更するものです。

なお、耕作者の変更の場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も現在の契

約の額を引き継ぐこととなります。

119 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

8 件の申し出のうち、地域計画区域の区域外は該当ありません。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「利用権移転案件」の番号 1 番と 2 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権移転案件」の番号 1 番と 2 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。これをもちまして、令和 7 年第 11 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 2 時 50 分 閉会)